

# 年金の給付誤り関係について

【社会保険庁 社会保険業務センター】

## 1 厚生年金保険等の給付誤りについて〔平成15年6月27日公表〕 厚生年金保険等の給付誤りについて(第二報)〔平成15年7月17日公表〕

### 《概要》

- 1 年金給付システム変更の際のプログラム誤り(委託業者によるミス)により、老齢厚生年金の受給権者の一部について、支給を停止すべき加給年金額を支給していたため、過払いが発生した。  
[ 6 , 2 4 9 人 総額約 2 4 億 1 千万円 ]
- 2 「年金受給報告書」の報告漏れが生じたため、夫、妻それぞれの年金受給状況に応じて妻が65歳に到達した際に行うべき振替加算の一部が行われず、未払いが発生した。  
[ 3 3 , 4 0 0 人 総額約 2 5 0 億円 ]

年金の給付誤りの再発防止について〔平成15年12月18日公表〕  
庁内に社会保険庁長官を委員長とする「事故再発防止策検討委員会」を設置し、年金の給付誤りの再発を防止するための方策について検討を行い、システム開発及び内部処理体制の改善策を報告書としてまとめた。

今回の給付誤りを教訓として、年金給付システムの総点検を開始。

## 2 老齢基礎年金に係る振替加算の過払いの概要〔平成16年7月23日公表〕

### 《概要》

厚生年金保険等の給付誤りを契機として、振替加算の適正な支給について調査した結果、  
退職共済年金(期間満了)を受給している  
又は65歳到達日前に既に配偶者は死亡している  
ため、既に支給している振替加算は不該当の疑いのある者が判明した。  
[ 1 , 5 9 1 人 総額約 1 6 億円 ]

### 3 老齢厚生年金に係る年金額誤りの概要について〔平成16年8月6日公表〕

#### 《概要》

老齢厚生年金の受給権発生月に厚生年金保険の資格喪失及び同日付の資格取得があった場合でかつ当該日に賞与が支給された場合の年金額計算のプログラム誤り（社会保険業務センターの指示誤り）のため、未払い・過払いが発生した。

[ 94人 <未払い> 11人（総額約6千円）  
<過払い> 38人（総額約1万8千円）  
<未払い・過払い無し> 45人 ]

### 4 加給年金額の過払いの概要〔平成16年8月6日公表〕

#### 《概要》

年金給付システム変更の際のプログラム誤り（社会保険業務センターの指示誤り）により、老齢厚生年金の受給権者の一部について、支給を停止すべき加給年金額を支給していたため、過払いが発生した。

[ 2,827人 総額約8億6千万円 ]

### 5 年金の給付誤りについて〔平成16年9月8日公表〕

#### 《概要》

1 遺族厚生年金を含む3つ以上の年金の受給権を有する者の併給調整において、事務処理誤りにより、遺族厚生年金の未払いが判明した。

[ 7人 総額約2,780万円 ]

2 旧公共企業体職員等共済組合の組合員期間中の業務上の障害については、障害給付を支給しないこととされているにもかかわらず、事務処理誤りにより裁定し、支給していたため、過払いが判明した。

[ 3人 総額約2,300万円 ]

3 旧三共済又は旧農林共済の組合員期間を有する者について、既に退職共済年金の計算の基礎とされている期間を事務処理誤りにより、老齢厚生年金にも算入し、支給していたため、過払いが発生した。

[ 490人 総額約10億2,111万円 ]

## 6 基金加入者の老齢厚生年金に係る支給誤りについて

〔平成16年10月8日公表〕

### 《概要》

厚生年金基金の加入員であった期間がある者の在職による支給停止額を計算するシステムの一部にプログラム誤り（社会保険業務センターの指示誤り）があり、支給停止額が正しく求められていないため、支給額の未払い・過払いが判明した。

[ 9,942人 <未払い> 5,004人(総額約10万1千円)  
<過払い> 4,938人(総額約10万3千円)]

## 7 年金給付システムの総点検の結果（骨子）〔平成16年12月17日公表〕

### 《概要》

年金給付システムの総点検の結果、未払い・過払い等の誤りの輪郭について公表（合計17事象）

#### 事象の概要、原因及び対象件数が明らかになったもの（6事象）

##### 1 加給年金額に関すること

###### （1）加給年金額の過払い

年金給付システム変更の際のプログラム誤り（社会保険業務センターの指示誤り）により、老齢厚生年金の受給権者の一部について、支給を停止すべき加給年金額を支給していたため、過払いが判明した。

[約1,000人 総額約4億円]

###### （2）加給年金額の未払い

年金給付システムの変更の際のプログラム誤り（社会保険業務センターの指示誤り）により、老齢厚生年金の受給権者の一部について、支給を開始すべき加給年金額を停止していたため、未払いが判明した。

[約2,400人 総額約15億円]

##### 2 併給関係に関すること

###### （1）併給調整漏れによる過払い

二つ以上の年金の受給権者を有する者の併給調整において、事務処理誤りなどにより複数の年金を支給していたため、過払いが判明した。

[約3,400人 金額確定せず]

(2) 併給選択処理の不具合による未払い又は過払い

二つ以上の年金の受給権者を有する者の併給調整において、そのいずれかの年金額が変動した場合には、改めて併給調整を行うこととしているが、プログラム誤り（社会保険業務センターの指示誤り）により、年金の未払い・過払いが判明した。

[約5,300人 金額確定せず]

3 年金額計算に関すること

厚生年金基金の加入員記録を有する老齢厚生年金の受給権者の一部について、在職による支給停止額を計算するプログラム誤り（社会保険業務センターの指示誤り）により、誤って年金額が計算され、過払いが判明した。

[265人 総額約50万円]

4 未支給年金に関すること

年金の受給権者が死亡した場合は、死亡月までの年金が支給されることとなるが、その未支給年金額の計算処理に係るプログラム誤り（社会保険業務センターの指示誤り）により、年金の未払いが判明した。

[202人 総額約5千万円]

事象の概要、原因までが明らかになった後、対象件数が判明したもの

(7事象)

1 加給年金額に関すること

夫婦相互間の情報（氏名、生年月日）をそれぞれの年金受給者原簿に保有することとしているが、事務処理誤り又は届出漏れにより、この情報が正しく収録されていないために夫婦間の特定ができず、加給年金額の未払い又は過払いが判明した。

[約8,700人 <未払い>約3,900人(総額約23億円)  
<過払い>約4,800人(総額約28億円)]

2 併給調査に関すること

二つ以上の年金の受給権者を有する者の併給調整において、そのいずれかの年金額が変動した場合の選択年金を見直すための警告リストの出力がプログラム誤り（社会保険業務センターの指示誤り）により未出力のため、未払いが判明した。

[376人 金額確定せず]

3 在職老齢年金に関すること

(1) 記録間の連携不備による未払い又は過払い

基礎年金番号をキーとして被保険者記録と年金受給権者記録との連携を取って、在職老齢年金の支給停止及び退職に伴う年金額

変更を自動的に行っているが、基礎年金番号導入時の事務処理誤りにより、基礎年金番号の管理記録の情報が不完全であるため、年金額の改定処理が行われず、未払い又は過払いが判明した。

[ 1, 101人 金額確定せず ]

( 2 ) 65歳から支給される老齢厚生年金の裁定誤りによる未払い

老齢基礎年金を繰り上げて受給している者の65歳から支給される老齢厚生年金の裁定において、プログラム誤り(社会保険業務センターの指示誤り)により直近までの被保険者記録を反映させずに裁定を行っているため、未払いが判明した。

[ 13人 総額約350万円 ]

4 年金額計算に関すること

年金制度改正による年金額の見直しが行われた場合において、改正後の年金額が改正前の年金額を下回るときは、従前額保障として改正前の年金額で支給するといった経過措置が設けられているが、プログラム誤り(社会保険業務センターの指示誤り)により、下回った改正後の年金額を引き続き支給していたため、未払いが判明した。

[ 336人 総額約1,260万円 ]

5 共済年金関係

農林共済組合については、平成14年4月に厚生年金保険に統合されたが、統合日以降に初めて厚生年金保険の被保険者期間を取得した者の厚生年金保険の裁定において、プログラム誤り(社会保険業務センターの指示誤り)により裁定が正しく行われず、過払いが判明した。

[ 85人 総額約34万円 ]

6 遺族年金に関すること

18歳未満の複数の子が受給権者となる遺族年金について、プログラム誤り(社会保険業務センターの指示誤り)により年齢到達(18歳到達等)による失権処理が正しく行われず、他の子の年金額改定が行えないなど、未払い又は過払いが判明した。

[ 約1,774人 <未払い>1,728人(金額確定せず)  
<過払い>46人(金額確定せず) ]

## 8 旧たばこ産業共済組合等に係る退職年金の死亡時における債権額の計算誤りについて

[平成17年2月23日公表]

### 《概要》

厚生年金保険に統合された旧たばこ産業共済組合、旧日本鉄道共済組合及び旧日本電信電話共済組合に係る退職年金（昭和61年改正前の旧共済組合法に基づく年金）を受給していた者が死亡により権利を失った場合における年金支給額の精算において、介護保険料が年金から徴収され、かつ、所得税も課税される者についての計算式にプログラム誤り（委託業者によるミス）があり、債務者に対して誤った金額により返納告知等を行っていたことにより未払いが発生していることが判明した。

[103人 総額約4万7千円]

斜体字のものが今回公表の部分である。